夏尾小発第８０号

令和２年２月２８日

保護者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 都城市立夏尾小学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校　長 澁谷　雅治

　　　新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨日行われました国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」における、安倍晋三首相からの要請を受け、都城市立の全小・中学校においても３月２日（月）から当面の間、臨時休業とすることを決定しております。（２月２９日、３月１日の部活動等も自粛することになります。）

急な対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全面などにおいて不安を感じられることと推察いたしますが、国をあげての感染拡大防止対策という趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

記

１　期間

令和２年３月２日（月）から当面の間

（臨時休業の終了日については、２週間を目途に学校から追って連絡します。）

２　お願い

　◯　お子様の日々の体調管理をお願いいたします。

今後、お子様や家族の皆様に、発熱等の症状や強い倦怠感、更に息苦しさ（呼吸困難）があった場合には、病院受診の前に、まずは都城保健所内に設置してあります「帰国者・接触者相談センター」に連絡することと併せまして、学校への御連絡もお願いいたします。

　◯　学校といつでも連絡が取りあえるような連絡体制をとっていただくようお願いいたします。

　◯　感染機会を極力減らすためにも、不特定多数との接触を避け、不要、不急の外出はお控えください。

　◯　家庭内においても、例えば、手洗いや咳エチケットなどの一般感染対策の徹底をお願いいたします。

３　その他

◯　新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、ご家庭での対応となりますが、小学校に在籍するお子様及び中学校の特別支援学級に在籍するお子様の中で、やむを得ない事情で家庭での待機ができない場合、まず放課後児童クラブを利用されているお子様は、放課後児童クラブでの対応を検討いただきますようお願いします。

放課後児童クラブについては、夏休み等の扱いに準じて開設できるよう、現在、市役所の福祉部が調整しておりますが、職員配置ができない場合等、開設が困難な場合があります。なお、児童クラブの利用については、現在入会中の児童に限ります。

児童クラブを利用していない児童で、やむを得ない事情により自宅待機できない場合は、３月１日の８時から１２時までの間に、学校へ電話にて御相談ください。なお、学校でお子様をお預かりする場合は、次のような条件を設定させていただきます。

　　・　保護者が毎朝検温等を行い、健康であることを確認できた児童生徒

　　・　必ずマスクを着用させ、昼食も持参できる児童生徒

　　・　原則、保護者の責任において、送迎が可能な児童生徒

　　・　学校での在校時間は、校時程の朝の会から５校時までとします。

　　・　学校での活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。

　　・　学校での検温等により、早退する必要が生じた場合においては、お迎えの連絡をいたします。

なお、臨時休業期間に登校した児童生徒については、出席日数にはカウントいたしません。